

容器包装廃棄物分別収集計画
(第11期)

令和7年8月

津久見市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

そのような中、本市においては、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集・再生資源としての利用を推進し、既存の廃棄物処理施設、最終処分場等への負担軽減による長期的な利用を続けることが今後の課題となっている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向は、次のとおりである。

- ・市民、事業者、行政が一体となった排出抑制
- ・市民、事業者、行政が一体となったリサイクル型の分別収集体系の整備
- ・資源化が可能な容器包装廃棄物については、資源化に向けた積極的な分別収集体制の確立

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（茶色、無色、その他）、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	851 t	829 t	807 t	785 t	764 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校現場、まちづくり出前講座による環境に関する講座や、各地区や各種団体のごみ勉強会等に積極的に出向くなど、あらゆる機会を活用し、ごみ減量や容器包装廃棄物の排出の抑制の促進について働きかける。

- ・過剰包装の抑制、買い物袋の持参の徹底

市民に向けたマイバックの推進や、市内商店等における包装の簡素化について推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分を、下記に示す。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 (スチール缶)	缶	
主としてアルミニウム製の容器 (アルミ缶)		
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	無色のガラス製容器	透明のびん
	その他のガラス製容器	その他のびん
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの (ペットボトル)	資源プラ	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	16 t	16 t	15 t	15 t	14 t
主としてアルミ製の容器	23 t	22 t	22 t	21 t	20 t
ガラス製容器	(合計) 102 t t	(合計) 100 t t	(合計) 97 t t	(合計) 94 t t	(合計) 92 t t
主として段ボール製の容器	189 t	183 t	179 t	174 t	169 t
主としてプラスチック製の容器包装	(合計) 134 t t	(合計) 130 t t	(合計) 127 t t	(合計) 123 t t	(合計) 120 t t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

次の算式により求めた。

なお、推計人口については、前年度から的人口変動率を令和2年度から令和6年度までの5年間の対前年度比の平均値から算出し、下表のとおり設定した。

「見込み量=直近年度の一人当たり排出量×推計人口」

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
14,062人 (人口変動率) 97.33%	13,687人 (人口変動率) 97.33%	13,322人 (人口変動率) 97.33%	12,966人 (人口変動率) 97.33%	12,620人 (人口変動率) 97.33%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

トレー・飲料用紙製容器については量販店等が分別収集を行っており、引き続き実施することとする。

なお、以下に分別収集するものの収集実施主体について示す。

	分別の種類	選別保管場所	収集運搬者
資源プラ	プラスチック製容器包装類	ストックヤード (市)	委託業者 (定期回収)
	プラスチック製品		
	ペットボトル		
	資源収集に出せない紙類		
缶類	缶 (アルミ、スチール)	ストックヤード (市)	委託業者 (定期回収)
びん類	茶色のびん	ストックヤード (市)	委託業者 (定期回収)
	透明のびん		
	その他のびん		
紙類	段ボール	うばめ園分場	うばめ園 (定期回収)
	新聞紙		
	雑誌、その他の紙		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、下記の現有施設において行う。

・つくみんエコセンター

資源化施設	施 設 数	1 基
	規 模	1 t / h
	内 容	缶類（アルミ、スチール）
	ホッパー	容量 12 m ³
	磁 選 機	吊り下げ式 1 t / h 1 基
	アルミ選別機	ヘッドプーリー式 0.8 t / h 1 基
	金属圧縮機	油圧プレス式 1 基 処理能力 0.5 t / h 成型品寸法 W600 mm × H300 mm × D100 mm
	破 碎 機	横型スイングハンマー式 0.7 t / h 1 基
	稼 働 日	平成9年1月4日

・津久見市再生資源保管施設

ストックヤード	施 設 数	1 施設
	規 模	有効敷地面積 1,800 m ² 建屋 315 m ²
	内 容	ガラス類、金属類、小型家電
	稼 働 日	平成10年4月1日

・うばめ園分場

うばめ園分場	施 設 数	1 施設
	規 模	施設建築面積 270 m ² 搬入道路、駐車スペースほか
	内 容	古紙の集出荷、選別、アルミ缶、リターナブルびん集積
	稼 働 日	平成5年5月1日

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装のうちトレー類については量販店等で回収が行われている。また、学校・子ども会・スポーツ少年団等においてリターナブルびん等の資源回収も行われている。これらを含め、容器包装廃棄物の分別収集の推進については、市の広報紙で分別収集の徹底及び排出抑制を定期的に呼びかけている。今後も積極的な取組を進めていく。